

令和2年涌谷町議会定例会9月会議（第7日）

令和2年9月16日（水曜日）

議事日程（第4号）

1. 開 議

1. 議案第58号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）

1. 議案第59号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第60号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第61号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第62号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第63号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

1. 請願・陳情審査報告

1. 議発第4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書」の提出について

1. 議員の派遣について

1. 休 会

午前10時00分開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課長 兼 参事	渡辺 信明 君	総務課参事兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	今野 博行 君
企画財政課長 兼 参事	高橋 貢 君	まちづくり推進課長 兼 商工観光班長事務取扱	大崎 俊一 君
税務課長	高橋 由香子 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉センター 病院事務長	吉名 正彦 君
町民医療福祉センター 総務管理課長	紺野 哲 君	町民医療福祉センター 福祉課参事兼課長	牛渡 俊元 君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村 智香子 君	町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野 孝典 君
農林振興課参事兼課長 兼 農業委員会事務局長	熊谷 健一 君	建設課長兼 建設班長事務取扱	小野 伸二 君
上下水道課長 兼 参事	平 茂和 君	会計管理者兼会計課長	木村 敬 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	教育委員会教育長	佐々木 一彦 君
教育総務課長 兼 給食センター所長	熱海 潤 君	生涯学習課長 兼 参事	佐々木 健一 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第58号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、4ページ、第2表 地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入に入ります。歳入は一括質疑となりますが、23款町債は省略いたします。8ページ、1款町税から17ページ、22款諸収入までについて質疑ございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） おはようございます。

歳入の財産収入についてお伺いします。

土地貸付料の未収繰越分の、今回補正があるわけですが、説明を聞いたところ、出納閉鎖期5月29日に入金されたものが指定金融機関、七十七銀行になるんでしょうけれども、そういうところの通知が遅れて未収の繰越しにしたという説明を受けたんですけれども、そういうことであれば、今はコンビニ収納とか、いろいろ今収納機関多くあるわけですから、これだけじゃなくてほかにもあるものと思います。本来から言えば当然4月1日から3月31日の決算、それで2か月間の出納閉鎖期間があって、そこで処理されて、そこに入ったものは全部決算額に載ってくるということになるわけですから、これはレアな件ですから、本来ならば前年度の決算、今回審議した決算に載るべき金額だと思うんですけれども、これだけじゃなくてそのほかにもそういうものがあるのかどうか、その辺お伺いします。当然税とか、そういうものもあるんだろうと思うんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（木村 敬君） 4番佐々木議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在の町で入れている公金トータルのシステムにおいては、今年度の形で言いますと、5月29日が入金日でございますけれども、実際にはその2営業日後にそのデータが入金として反映されるという形になっておりまして、5月30日、31日が土日だった結果、今年度の出納閉鎖には間に合わず、6月、新年度に反映されたという結果でございます。地方自治法上は5月末までということでございますけれども、実際には現状においてはそういう形でシステムが動いていたというのが実態でございます。

そして、今回の未収繰越し以外にも、入金で繰越しになっているものもあるのではないかとのご質問ですが、実際、まだ現状では詳細調べておりませんが、可能性としてはあるものと考えられます。取りあえずの回答でございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 決算の原則からずれるわけですが、それはシステム上の問題があるということですが、そうすると、涌谷町だけの問題ではないんじゃないのかなという思いもするわけです。ほかの町、自治体もそういう導入をしているところがあると思うんですが、全て自治体でそういう処理をしているものなのか、機械的にできないのか、それとも、ちょっとその会計の処理は詳しくわかりませんが、銀行とかから、当然七十七銀行の指定金融機関から日報が来るので、その日報に合わせた決算をしているものなのか、もしそうであるとするならば、現年分とか、過年分のを仕分けして処理することは可能ではないかなと私なりに思うわけですが、その辺はいかがなものなのか。もしできないということであれば、できないなりにその処理の仕方を考えなくちゃいけないと思うんですが、その辺いかがなものでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 会計課長。

○会計管理者兼会計課長（木村 敬君） 同様のシステムを導入しております自治体も幾つもございますので、そこいらのほかの自治体の状況も今後、情報を集めましてどういうことがベストな形であるか、ちょっと検討させていただければと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） どれがベストということじゃなくて、会計規則とか、財務規則とかあるので、それのことがベストだと私思うんですが、どうしてもそれはできないのであれば、その辺を洗い出さないとやはり涌谷町なり、ほかの自治体の様子を聞いて、恐らくそういう繰越ししていることはちょっと考えられないと私は思うんですが、その辺はもう少しきっちり処理すべきだと思います。

○議長（後藤洋一君） どうですか。会計課長。

○会計管理者兼会計課長（木村 敬君） 現状のシステムではこのようにやってきたところではございますが、今後、先ほどと同じでありますけれども、他自治体の状況も踏まえまして検討するお時間をいただきたいと思っております。終わります。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 11ページと下のほうに農林水産業費県補助金というのが2億6,479万7,000円ございますが、これ青年就農給付金とか、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などがありますが、具体的内容をひとつお

聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つですが、14ページ、財政調整基金繰入金で三角の1億4,282万8,000円がありますが、これはどういったわけで、これは残高ゼロになってしまうわけですが、お聞かせをいただきたいと思いません。

それから、もう一つ、その次のページ、16ページですが、町債2,010万円、金額的にそう大きい金額ではないように考えますが、やっぱりどうしても借入れをしなければならないものなのか、お聞きをしたいと思います。

以上、3つです。お願いします。

○議長（後藤洋一君） すみません、7番、23款町債は省略ということでお願いします。

取りあえず11ページの強い農業・担い手づくり総合支援交付金、農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） まず、農林水産業費県補助金の内訳でございますが、青年就農給付金は、新規就農者に対しまして5年間1人150万円を交付するものでございます。強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては、今回、コロナの影響で農産物の安定的な供給を図ることを目的に、西地区の1経営体の法人がネギのカット工場を建設いたします。それとともに、加工機械、高速スライサーとか高速脱水機、洗浄機、冷水機、その他の機械を導入しまして、総事業費が4億2,520万6,000円となるものでございます。そのうち補助対象事業費が3億5,315万1,000円で、国が2分の1、県が4分の1の補助金となるものでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） ただいまご質問のありました7番議員に対してお答えさせていただきます。

今回、財政調整基金繰入金におきまして、1億4,282万8,000円の戻入れという形になります。今回、戻入れになりました背景につきましては、前年度の繰越金並びに今回、ご報告させていただいております普通交付税の増額が見込まれたことによりまして、今回、繰入金の全額が戻入れという形になったものでございます。以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか、7番。（「はい、わかりました」の声あり）

次に、歳出に入ります。

歳出は款項をもつての質疑となります。

18ページから20ページまで、2款総務費1項総務管理費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから23ページまで、2項徴税费ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから23ページまで、3項戸籍住民基本台帳費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから25ページまで、5項統計調査費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから25ページまで、6項監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから27ページまで、3款民生費1項社会福祉費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 26ページから29ページまで、2項児童福祉費。3番。

○3番（竹中弘光君） おはようございます。よろしく申し上げます。

26ページ、27ページの子育て支援経費ということでお尋ねしますけれども、涌谷町は前々から子育て支援のほうに力を入れていろいろな施策を打ってきたのは十分理解しているところでありまして、一応それに関連というか、その部分に関しまして、今、コロナでいろいろな部分で騒がれているところでございますけれども、涌谷町ではいち早く新生児というか、今胎内に赤ちゃんが出た子供のためにも28日過ぎの部分におきましてということで3万円、前の部分で最初に打ち出しておりましたけれども、今般、いろいろな部分で後出しジャンケンのように各市町村で、言えば美里町でもこの間、10万円という部分を打ち出してきましたけれども、一応全般的に見ると、いろいろな部分でコロナ対策経費も入っているようでございますので、やっぱり涌谷町でもそういう部分で人数的には本当に当たらないかもしれませんけれども、そういう部分で町民がそちらの部分でも要望したいという声も聞こえてくるんですけれども、そういう部分についてはどうなのかということで質問させていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） ご質問のことについてでございますけれども、こちらの事業は、コロナ対策事業として国の地方創生臨時交付金を活用した事業でございました。議員おっしゃるとおり、涌谷町ではいち早く取りかかった事業で、健康課と子育て支援室で検討いたし、このコロナ禍の中で一番不安に感じている妊婦さんと産婦さんに、ぜひコロナの感染予防対策をいち早く取っていただきたいという思いから実施した事業でございました。その後、順次各市町村で同じような事業が開始され、現在、県内で35市町村のうち31市町村が取りかかっている、または10月から取りかかるという情報を得ております。

金額につきましては、当町では1人当たり3万円、他の市町村では5万円から10万円ということでございます。なので、当町といたしましては、一番低い状況になってしまっていることもありますし、他市町村の状況を踏まえまして、今後検討していく必要があると担当課としては考えております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 今、担当課の答弁聞きまして、その部分について、今すぐやるとかなんとかという部分ではできないことは十分承知なんですけれども、方向性として町長並びに副町長、いかがでしょうか。その部分に関して考える余地があるのかどうかお願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この未来のわくやっ子なんですけれども、これは第一弾の、ただいま室長答弁したように、国の地方創生臨時交付金を元手として、当初はもっと5万円とか、そういう値段でありましたけれども、ほかの交付の在り方も検討した中で3万円ということで落ち着かせていただいております。なかなかこれを踏み出すのも大変な勇気要りましたし、この前の保育士に対する町としての気持ちというのも、あれも少額ではありましたが、踏み込んだ施策と私は理解しておりますけれども、そういった中で、例えば仙台市は圧倒的

な数が多いから多分5万円だろうと、そのほかは10万円ということが多うございます。そういったようなことを首長の中で私も様々な方から尋ねられましたので、多分涌谷町が、お腹の子供も、あるいは年度内に生まれる子供も、その方も全部涌谷町民だよという形の中で、国の定額給付金10万円というものをこの子供たちにもと言ったのが真意でございますので、そういった中で、今後、国からの臨時交付金の在り方というのがどうなるか、まだまだ政権も変わったことだしわからないけれども、ほかの事業との調整をしながら、質問者のご意見は承っておきたいと思っております。（「了解」の声あり）

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにごいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 28ページから31ページまで、4款衛生費1項保健衛生費ごいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 30ページから31ページまで、2項清掃費ごいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 30ページから33ページまで、6款農林水産業費1項農業費。6番。

○6番（稲葉 定君） 33ページの農村環境改善センター運営経費のことでちょっと伺いたいと思います。

以前、指定管理ということで提案申し上げて、条例改正もしたんだけど、その後、そういったことで何か進捗あれば教えていただきたいんですが。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 昨年、体育館施設とか、農村環境改善センター等に指定管理導入できるように、条例整備につきましては既に済んでいるところでございますが、現在のところ、体育館施設と同様にコロナの関係もございまして、指定管理の導入に向けての手续自体は進んでいない状況でございます。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 確認ですけれども、まだじゃあ実際には動いてはいないということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 現在のところはそういった動きはございません。（「わかりました」の声あり）

○議長（後藤洋一君） ほかにごいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから33ページまで、2項林業費。8番。

○8番（久 勉君） 基金管理経費で224万6,000円、これは環境譲与税で入ってくるのをそのまま基金に積み立てるといことなんですが、森林台帳システム保守管理手数料、あるいは森林経営管理制度事業委託料というのを当初予算で取ってしまして、その財源として昨年から来ている環境譲与税のうち、237万7,000円を取り崩してこの事業を行っていくといことなんですけれども、今回の補正で基金の残高が623万6,000円、そのうちの当初で予定していたのが237万7,000円使うといことですから、残りが400万円、三百八十何万円ぐらいですか、基金としてあるわけなんですけれども、今まで森林といいますか、里山に対しての対策というのはほと

んどやられてこなかったというのが現状だと思いますし、また、総合計画の中には自然環境の保全・活用ということで、里山の保全活用に向けた方法の研究、それから森林の保全と育林の推進という、取りあえずうたわれているけれども、何をしてきたかというのは何も見られない、跡がない。

今年の町長の施政方針の中では、17ページに「林業振興、本町の森林所有者に対して意向調査を行ってまいります。また、森林環境譲与税の増額に伴い、町独自の事業を検討し、森林環境の整備を進めてまいります」とうたっていますけれども、それで当初での経営管理制度事業委託料とかというのが出てきたと思うんですけども、昨日の説明では、エリアを10に区分して、今回は1エリアを対象として10年間かけてやっていくということなんですけれども、やっていくことの内容が見えない。

町長は町独自の事業を検討しようたっていますけれども、結局、所有者があるわけですから、その所有者とどんな話し合いをし、またイメージとして、森林をこういう森林にしていくんだという何か絵も何もないままにただ事業としてここにうたっているのはいいんですけども、なかなかこの字を読んだだけで、じゃあ涌谷町の森林どうなっていくのという、結局持ち主、地主さんがいるわけですから、その人たちとどんな話し合い、意向調査を行うということになっていますから、その意向調査の内容もわからないので、何とも言えないんですけども、持ち主の同意を得られたら町のやりたいことができることなのか。

以前12番議員が里山が荒れていることに対して竹を使った炭を作ったらどうかという意見が出されたんですけども、それもそのまま何も具現化はしなかったわけなんですけれども、里山が荒れるのは、やっぱり竹は荒らしちゃうんですね。放っておけばどんどん、どんどん増えていく。それをどう、涌谷町の森林、里山をどうしたいのかというのを具体的にイメージできることってあるんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 今年度行う予定のこの森林経営管理制度事業の内容なんですけど、まずもって森林所有者に対しまして意向調査を行います。それで、何を問うかといいますと、今後どのようにその森林を管理していくのかということの意向を調査します。それで、自分で森林を管理できるという方は、当然自分で所有者の方が森林を整備していただきます。また、森林を自分ではできないという方は、その辺は市町村と協議をしまして、森林経営管理の委託手続というのを行いまして、そのうちの林業経営に適した森林、それにつきましては、町が新たに林業経営者を採りまして、その方に経営管理を再委託します。それから、林業経営に適さない森林につきましては、市町村が自ら森林の管理を行っていくという流れになっておりますけれども、今年の事業につきましては、その意向調査と計画を立てる事業となっております。令和3年度以降は実際に1エリアずつですが、森林整備に手をつけていくというような計画となっております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） その計画というのは、10エリア全部の計画なんですか、それとも1エリアの計画なんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 計画は1年に1エリアずつですので、10エリアですと10年間ということになります。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 10年間って気の遠くなるような話ですよ。その間に持ち主が変わるかもしれませんし、世の中どうなっているかわからない。これさっき言った基金が現在623万6,000円、今回使うのが220万円。だったら、1年に1エリアじゃなくて、370万円あるわけですから、今回で230万円ですか、だから、基金の金があるんだから、それで2エリアとか、10年間を縮めるということは考えられないのかどうか。

それから、町長、10年って、町長の任期4年なんですよ。10年後の町をどうしようか、森林をどうしようかというのは気の遠くなるような話で、それから、施政方針の中では「町独自の事業を検討し」と課長、あるんですから、やはりよそと同じようなことでないことを多分町長は想定したと思うんですけども、その辺はどんなことが考えられるのか。

さっきの話では所有者と話をし、所有者が管理できるところは所有者に管理してもらって、できない人はその委託を町が受けて、町が再委託というか、その費用というのはどういうことなんですか。町が金出して森林を管理するという事なのか、また、できる人に再委託するといったときに、金の流れ、所有者がお金を出してまでやるという人と、とてもお金を出せないという人もいると思うんですけども、その辺のことはどうかということと、ちょっとくどいようですけども、町独自の事業というのはどんなことをイメージされているのか。それから、10年間ということに対しては町長の答弁をお願いします。

○議長（後藤洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長（熊谷健一君） 町独自といいますのは、やはり森林を整備して地球温暖化の防止とか、災害の防止に役立てていきたいと考えております。それから、費用につきましては、毎年森林環境譲与税が交付されますので、その森林環境譲与税で委託の費用も賄う予定でございます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（熊谷健一君） このことに関しては、私も農業出身でありますので、林業出身でございませんので、わかりませんが、ただ、2,000ヘクタールの山林をどうするかというものになりますと、これはとても全体としての対応をするのは私としては当然難しいであろうと思います。

私も昔の県山と言いますが、県から払い下げになりました山林を何十人が所有者となって山林協同組合というものをつくっておりますと、そのトップにならずとかなか役員として関わることができないんですが、まずは山林に対してはほとんどの方が毎日目にしていても、その山林に対する、森林に対する興味というものが全くないというのが実情でございますので、質問者のように10年間でといっても、恐らくぐずぐずしていると10年間で何一つできないであろうと、そのように思っております。

ですから、まずは意向調査を通して、どのような所有者の方々が森林に対する意識づけを持っているかと。そういった中で、何らかの意識づけが現れましたならば、やはり積極的に山林振興に興味を持っている方々に対して土地の移動はかなうか、かなわないかといったようなところで全体的な動きをつくってまいりたいと思っておりますけれども、もう一方、スポット的なというのは、イメージとしましては、小牛田農林高等学校のかつての実習林がございます。

そういった中で、山林といいますか、OBの方々がさまざまな形で活用して、子供たちの山林に親しむ場所を提供しようとしたりということで、今やっておりますけれども、そういったようなものを参考にしながら、全

体的な流れをつくりながら、あるいは山林の活用をわかりやすいようなスポット的な形で実習林での頑張っている方々を参考にしながらやって、まずは全体的に森林に対する関心を持っていただくようにするというのが私としてのイメージでございます。

それ以上のお答えはございませんけれども、ただいま話しましたように、意向調査で、まずは所有者の方々に自分が山林を所有しているという意識が全くない方もございますので、そういったようなことを喚起しながら、もう一度しっかりとした所有者であること、それからどうしたいかということ意識調査をしながら、その流れの中で全体の流れをつくれればなと思っておりますし、もう一つは、実習林のような形で子供たちが遊べるような、そういったような森林をスポット的に造ればと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから35ページまで、7款商工費1項商工費。8番。

○8番（久 勉君） 35ページの観光振興対策経費の973万4,000円の減ですが、非常にこれを見て残念だと思いました。といいますのは、町長の施政方針の中には、12ページに、「子供の成長を支えるまちづくりの中で、令和2年度は観光客等の受入体制を充実させるため、認定資産を地域振興の素材とする磨き上げに着手する。その魅力を伝える人材育成やみちのくGOLDを活用する民間事業者の方々との連携を図ってまいります。」

それから、18ページでは、これは交流が豊かさを育むまちづくりの項目で、観光振興におきましては、観光物産協会と連携を図りながら、お祭りのことを書き上げています。そして、結びに、「日本遺産みちのくGOLD浪漫と連携しながら、新たに観光づくりを行い、交流人口の増加と活力あるまちづくりの実現を図ってまいります」とうたっています。確かにコロナのことでイベントが中止になりましたけれども、このイベントを中止するに当たり、この補助金の出先機関である観光物産協会とはどんな話し合いを何回ぐらい行ったんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 今回の補正予算減につきましては、先日、町長が一般質問の中で申し上げたとおりでございまして、今回の補正に当たっては、財政再建、あるいは今後のコロナ対策として町として金額を留保するというので、当課においても予算編成に臨んだということになります。

観光物産協会につきましては、各イベントごとの中止の同意というのは、それぞれ重ねて協議を進めてまいりました。また、あと今回の補正につきましても、三役会、理事会を通じて補正の確認をさせていただいたところでございます。

また、先ほどご質問の中にもありました人材育成とか、日本遺産との協力につきましては、現在、日本遺産協議会のほうで人材育成については今年度進めているところです。以上です。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 一般質問でもお話し申し上げたんですけども、残念だというのは、せっかく今、財政非常事態宣言ということをお話しいただきましたけれども、これは財政非常事態宣言の中にありながら、当初で取った分なんです。最初から予定していたわけなんです。ただ、コロナのことでできなくなったからそっくりそのまま財源として留保するというんじゃないかと、やはりふだん行おうと思ってできなかった観光振興に対す

る対策を、じゃあこっちがだめだったら、これにしましょうかという、そういう意見交換が観光物産協会となされなかったのか、あるいは役場の内部でもそういう検討ができなかったのか、いかがなのでしょう。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） まず、補助金につきましては、議員ご答弁のとおりかと思えますけれども、目的があつての交付であるということで、目的をやらなくなった場合については、やはり戻すべきと考えます。その戻す過程であつてのどこに使うかということなんですけれども、こちらについては、観光物産協会の中でも話し合いは行いましたけれども、やはり戻すべきと、あとそれにつきまして、じゃあ何に使うか。今回の予算編成の方針として財政再建、あるいは今後のコロナ対策として、町として留保したいという編成方針がございました。ということで、やはり当課、まちづくり推進課の中で留保してこれに使用したい、あれに使用したいということはやはりまた別の話かなということで、今回は全てをおろさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 目的で出す補助金なので、目的外に使うのはいかがなものかなと。確かにそれはそのとおりだと思います。ただし、財政再建とおっしゃいますけれども、先ほど申し上げたとおり、当初でこの分は確保していた分ですので、それを観光振興という名のもとに使えることというのはあると思うんですが、そういう検討がされなかったというのは非常に残念としか言いようがありません。

町長、これ例えば言われていたことの中には、駅を降りたときに大仏のふるさとというイメージがどこにも、何もないとか、そういったことでのモニュメントというのも、前にいろんな方から言われてきたと思うんですけれども、駅を降りたら寂しい商店街、そういうのをやっぱりわかるようなものをこの際だから、コロナのことで今すぐそれをやったからって、今すぐ観光客が増えるということじゃないですけれども、そういうのを準備して行って、コロナが収束したときにはGO TOキャンペーンとかというのやっていますので、そういうのを使って旅行している方もいるみたいですが、何かやっぱり別なことも考えるということも、考えられないことが私は非常に残念だと思うんですが、いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 私としてもみちのくGOLDの仕事は何としてもやりたいなという気持ちもありましたので、どのような形であっても動けば、必ずそこに様々な課題があつて、その課題を踏まえて次に向かえばいいと思っておりますので、そういったような課題すら探せない年であつたというのは、私としては残念でございます。

また、観光物産協会での様々な春から秋にかけてのイベントございますけれども、そういった中で、私自身単に中止にするのか。例えばこの際、ほかでもやっているように、花火ぐらい上げて何とか町民の人たちの気持ちを喚起したいんだけどもといつても、なかなかそれも、実際、そのようなやり取りはございました。そういった中でも、例えば黄金山神社に、個人的な宮司さんの努力によることが大きいんですけれども、びっくりするくらいの行列を組んで御札の添付といいますか、それを求めて物すごい方が、しかも8月15日の午前中に集中したというのがございますので、あれもやり方が興味を持ったところをやると人が集まるんだなということで、そういったようなことは非常に今後につなげるイベントとして参考にさせていただきましたが、そうい

った中で、やはり今できなくても、だったら次はどうするかということは、今後に向けて、今様々な形でできなかったことを踏まえながらも、だったら来年はどうするかということも今様々な形の中で考えておりますし、この前申し上げましたけれども、やはり観光物産といいますと、生涯学習課、まちづくり推進課、そして企画財政課といったような、少なくともその3課での話し合いというものを常に持って、どう立体的に進めたいのかということをお自身も具体を知りたいものですから、そういったようなことを指示しておりますので、そういった方向の中で今年のできなかったことを踏まえて、きっと来年は充実したことができるのではないかなと思っておりますし、そうしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 33ページの企業誘致対策経費なんですけれども、昨日の説明の中で、松本産業というのはあれなんですけれども、町内そのほかに2名の企業というのはどういう職業なのか教えていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） お答えいたします。

松本産業以外に、今回該当になる企業様につきましては、1社が製造業、1社が福祉関係の事業所になります。以上です。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） すみません、この67万5,000円の今、製造業と介護とお聞きして、この金額の配分というのはどんな感じで設定されるのかどうかお願いします。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 企業立地促進条例に基づきまして、指定している製造業等につきましては、固定資産税課税相当額の10分の10で5年間、そのほかの企業につきましては、固定資産税課税相当額の2分の1の3年間の補助ということになっております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。34ページから35ページまで、8款土木費2項道路橋りょう費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 同じく34ページから35ページまで、4項住宅費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 34ページから37ページまで、10款教育費1項教育総務費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから39ページまで、2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから39ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから41ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 40ページから43ページまで、5項社会教育費ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから43ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページまで、12款公債費1項公債費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第58号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、議案第59号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第59号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,868万6,000円を増額し、総額を19億7,954万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、令和元年度決算確定による措置と、今後の見込みにより保険給付費を増額いたすも

のでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第59号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の補正予算でございます。

4款2項1目1節①普通交付金250万円の増額につきましては、歳出で計上しております保険給付費の一般療養費の今後の見込みにより、同額を増額補正とするものでございます。

6款2項1目1節①財政調整基金繰入金1,494万5,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

7款1項1目1節①前年度繰越金は、令和元年度決算に伴い3,113万1,000円を補正増額するものでございます。

次に、歳出です。8ページ、9ページをお開き願います。

○税務課長（高橋由香子君） 1款総務費2項徴税費2目細目1納税奨励費18節負担金補助及び交付金15万5,000円の減額につきましては、一般会計でも説明しましたが、納税貯蓄組合連合会への補助金の減額と、解散いたしました納税貯蓄組合への国民健康保険税分の補助金を今後の見込みにより減額しております。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次に、2款1項3目細目1一般被保険者療養費250万円の増額につきましては、台風19号に係る一部負担金の免除等による今後の見込みにより増額となるものでございます。また、台風19号による一部負担金の免除につきましては、9月末で終了するものでございます。

7款1項1目財政調整基金積立金ですが、繰越金の2分の1以上を積立てすることとされており、1,595万円を増額するものでございます。9月補正後の基金残高につきましては、5億8,086万円となるものでございます。

8款1項3目細目1償還金39万1,000円の増額につきましては、令和元年度分の一般会計負担分の精算分として一般会計に繰出償還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第60号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第60号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ341万6,000円を増額し、総額を1億7,628万4,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、令和元年度決算確定による措置でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 説明省略の声がありましたので、説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第61号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第61号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,380万4,000円を増額し、総額を18億6,850万6,000円にいたそうと

するものでございます。

主な内容でございますが、令和元年度決算確定による措置と、歳出の償還金におきまして、令和元年度介護給付費交付金等の確定による国、県への返還でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第61号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書6ページ、7ページをお開き願います。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、歳入になります。

7款繰入金1項2目1節②その他地域支援事業費繰入金5万7,000円の減額は、職員人件費の組替えによる一般会計からの繰入金になります。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次、3目1節その他一般会計繰入金①事務費繰入金9万7,000円の増額につきましては、介護認定調査員の通勤手当分の増額となります。

4目1節①低所得者保険料軽減繰入金2万9,000円の増につきましては、令和元年度国負担分の精算に伴う追加交付となります。

2項1目1節①介護保険給付基金繰入金693万6,000円の増額は、歳出において令和元年度分精算として国、県支払基金、そして一般会計分の償還金としての財源に充当するものでございます。9月補正後の基金残高につきましては、1億4,033万8,000円となるものでございます。

8款1項1目1節①前年度繰越金として2,386万6,000円を増額するものです。

9款5項1目2節①介護給付費精算交付金293万3,000円の増額につきましては、令和元年度決算により法定負担分として支払基金から介護給付に対する追加交付を受けたものでございます。

次に歳出でございます。

8ページ、9ページでございます。

1款4項1目細目1介護認定調査事務費9万7,000円の増ですが、3職員手当等として、年度途中に採用いたしました介護認定調査員の通勤手当9万7,000円の増額をお願いするものでございます。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 5款地域支援事業1項介護予防・生活支援サービス事業費175万5,000円と3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業516万8,000円及び次のページになります。3目在宅医療・介護連携推進事業費151万3,000円の職員人件費をそれぞれ減額し、6目総合相談事業費に873万9,000円として組替えするものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次、6款2項1目償還金につきましては、令和元年度決算により介護給付費、地域支援事業分等をそれぞれ国、県支払い基金に22節①償還金として2,555万8,000円の償還と、一般会計には27節繰出金として820万6,000円、合わせて3,376万4,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第62号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第62号について申し上げます。

本案は、出来川左岸上流地区農地整備事業に伴う九軒西地内ほか、支障水道管移設のため、受託工事に伴う収益的収入及び収益的支出について1,350万円を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課参事兼課長（平 茂和君） それでは、議案第62号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書4ページ、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出の補正でございます。

収益的収入の補正は、宮城県北部振興事務所から9月3日付で移設依頼のありました出来川左岸上流地区農地整備事業における九軒西地内ほかの支障水道管移設に伴う受託工事で、1,350万円を計上するものでございます。

収益的支出の補正につきましては、同受託工事の支障水道管移設に伴う工事請負費用として1,350万円を計上するものでございます。

工事の予定地区は、三十軒大堰から続く幹線掘用水路と出来川並びに九軒集落に囲まれたエリアでございます。涌谷町と美里町にまたがるエリアとなります。具体的には日本高圧コンクリートの南側の地区ということになります。この地区にあります水道施設が水路や横断暗渠等で部分的に支障となるため、移設を依頼されたものでございます。工事の完成は令和3年3月末の予定でございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 令和2年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第63号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第63号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして、給与費で会計年度任用職員に係る給料等の組替え、また、特別減収対策企業債借入れに伴い、予算第5条に定めた企業債の限度額を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、議案第63号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条で定めた収益的支出の組替え補正及びなお書きとして特別減収対策企業債7,160万円を借入れを行う条文補正でございます。

3条におきましては、限度額に2条に表示しました企業債を追加するものでございます。特別減収対策企業債につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた医療機関の減収に充てる企業債で、減収見込みのうち7,160万円を借入れしようとするものでございます。償還年限は15年、償還利息には交付税措置があるというメニューでございます。

4条におきましては、予算第8条に定めた職員給与費を補正するものでございます。

予算書8ページ、9ページをお開きください。

収益的支出2款1項1目給与費におきまして、会計年度任用職員制度適用に際しまして、給料、手当から報酬支弁に振り替える必要がある職員がいることから、4,543万2,000円の予算組替えを行うものでございます。

ページ戻りまして、5ページをお開きください。

給与費明細書ですが、比較の欄にありますとおり、3人を会計年度任用職員から除くものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎請願・陳情審査報告

○議長（後藤洋一君） 日程第7、請願・陳情審査報告。

かねて教育厚生常任委員会に付託しておりました2021年度介護保険法改定に向け、介護保険制度の抜本改革を求める国への意見書提出を求める陳情書の審査報告を議題といたします。

ここで委員長の報告を求めます。

○教育厚生常任委員会委員長（久 勉君） 報告いたします。

涌委第25号

令和2年9月2日

涌谷町議会議長 後藤 洋 一 殿

教育厚生常任委員会 委員長 久 勉

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

- 1 受理番号 令和2年陳情第2号
- 2 付託年月日 平成2年3月13日
- 3 件名 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改革を求める国への意見書提出を求める陳情書

4 審査の結果 不採択とすべきもの

5 陳情の趣旨、2021年度介護保険法改定に向け、介護保険制度の抜本改善を求める以下の内容を意見書として提出することを求める。

(1) ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助削減など、サービスの抑制や負担増につながる制度見直し・検討は中止すること。

(2) 介護支援専門員等も含め、全ての介護事業所に従事する者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を抜本的に改善すること。

(3) 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要なときに必要なサービスが受けられるよう、制度の改善を図ること。

(4) 介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げること。そのための財源を国費で確保すること。

6 調査内容

(1) 令和2年3月26日 町関係課説明聴取

(2) 令和2年9月1日 町関係課説明聴取

7 委員会意見

現在、国では今回の陳情者が問題視する法改正について、議論を見送っている。

国から方向性が示されるまで、当委員会での審査を継続することも検討したが、いつ示されるのか不明瞭な状況であること、示されたとしても今回見送られた改正案と同内容とは限らないことから、審査を先延ばしすべきではないと考える。

よって、法改正の方向性が定まらない中で、憶測により審査すべき内容ではないと判断し、不採択とする。

以上です。

○議長（後藤洋一君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改革を求める国への意見書提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、令和2年陳情第2号は委員長報告のとおり不採択と決しました。



◎日程第8 議発第4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議発第4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○総務班長（金山みどり君） 議員提出議案1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

令和2年9月16日

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦	謙一
賛成者	同	伊藤	雅一
賛成者	同	稲葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大友	啓一

涌谷町議会議長 後藤洋一 殿

別紙

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 財源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制に

については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月16日

宮城県涌谷町議会

提出先

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

財務大臣殿

総務大臣殿

厚生労働大臣殿

経済産業大臣殿

内閣官房長官殿

経済再生担当大臣殿

まち・ひと・しごと創生担当大臣殿

以上です。

- 議長（後藤洋一君） ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断いたし、提出者の説明を省略したと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議発第4号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員の派遣について

○議長（後藤洋一君） 日程9、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 朗読いたします。

議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

令和2年9月16日

涌谷町議会議長 後藤洋一

記

1、件名、県北地方町議会議員研修会。目的、県北地方の振興発展のため、行政課題の共通理解と議員活動の活性化。派遣場所、美里町美里町文化会館。期日、令和2年10月6日火曜日。派遣議員、全議員。

2、件名、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練。目的、地震等の大規模災害発生時における関係機関との連携体制の強化。派遣場所、大崎市荒雄湖畔公園他。期日令和2年10月3日土曜日。派遣議員、副議長大友啓一。

以上です。

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。

◇

◎休会の宣告

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会9月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、あす9月17日から12月28日までの103日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、あす9月17日から12月28日までの103日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時33分